

むつ市余裕期間制度実施要綱

令和 6年11月27日

むつ市告示第216号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する土木工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保に資するため、技術者の配置を猶予し、労働者の確保や建設資材の調達ができる余裕期間を設定した契約方式を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日の翌日から工事開始日の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 工事開始日から工期の終期までの期間で、準備工事から後片付けまでを含んだものをいう。
- (3) 工事開始日 受注者が決定する実工期の開始日をいう。
- (4) 工事の終期 受注者が決定する実工期の最終日をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間及び実工期を合わせた期間をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、原則設計上の工期が、次年度末日を超えない全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 竣工日又は供用開始日等が定められている工事
- (3) 設計変更又は工事中止による工期の大幅な変更等が予想される工事
- (4) その他市長が適当でないと認める工事

(工期及び余裕期間の設定)

第4条 工期及び余裕期間は次の各号により設定するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ余裕期間、実工期及び全体工期をそれぞれ設定するものとし、実工期については標準工事日数又は積上げにより適正な期間を確保しなければならない。
- (2) 市は、120日を超えない期間を余裕期間とすることができ、原則として、

30日、60日、90日及び120日の中から設定する。ただし、120日を超える余裕期間を設定する必要がある場合、市はその理由を整理の上、必要な余裕期間を設定することができる。

(3) 受注者は、請負契約を締結した翌日から市が設定する余裕期間内の任意の日を工事開始日として設定し、工事開始日に係る届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）により契約締結前に市に通知しなければならない。

(4) 受注者が工事を行う際の実工期は、工事開始日から始まるものとし、その日数は、発注者が設定した実工期の日数とする。

（余裕期間内の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間内において主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を工事現場に配置することを要さない。

2 受注者は、余裕期間内における労務の手配（下請契約を含む。）及び工事現場に搬入しない資材等の準備について、受注者の責により行うことができる。

3 余裕期間内の現場管理は、市の責において行うものとし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

（対象工事等の明示）

第6条 市は、余裕期間を設定する工事の競争入札を実施する場合は、当該入札に係る公告、指名競争入札通知等に余裕期間を設定する工事であることを示すものとする。

2 市は、余裕期間を設定する工事の入札に係る仕様書等に次の各号について示すものとする。

(1) 全体工期

(2) 余裕期間

(3) 実工期

(4) 前条第1項から第3項までの規定に関する事項

（契約関係の取扱い）

第7条 余裕期間制度を実施する場合における市及び受注者の契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、契約締結日の翌日から工事の終期までとする。

(2) 受注者は、工程表に前号の工期を記載することとし、工事請負契約書の規定に従い市へ提出するものとする。

(3) 受注者は、工事着工届及び現場代理人及び主任技術者等の届を、工事着手までに市へ提出するものとする。

(4) 受注者は、工事開始日以後から前払金の支払を市に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。

(5) 契約保証の期間は、第1号に規定する工期と同じ期間とする。

(工事開始日等の変更)

第8条 受注者は、届出書に記載した事項を変更しようとする場合は、市と協議の上、変更事項を記載した届出書を市に提出しなければならない。

2 受注者は、その責によらない場合を除き、第4条第1号により市が設定した全工期を超えて工事の終期を変更することはできない。

3 第1項に定める協議により工事の終期を変更する場合は、市及び受注者は、当該内容について契約の変更を行うものとする。

(積算関係の取扱いと経費の負担)

第9条 市の工事費の算定に当たっては、余裕期間を設定しないものとして、実工期を基本に算出するものとする。

2 受注者が選択した工事開始日により実工期の冬期率に変更となった場合は、実工期の冬期率に応じて現場管理費の冬期補正等の設計変更を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市と受注者とが協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。